

茨城県報

第 7 4 4 6 号

昭和61年 5 月 6 日

火 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●新規土地改良事業の審査 (2件) (農地管理課)	1
●定款変更の認可 (")	2
●土地改良法に基づく換地処分 (")	2
●道路の区域変更・供用開始 (4件) (道路維持課)	2
●都市計画事業の認可 (都市施設課)	4
●昭和61年度洞峰公園公金徴収事務の委託 (")	5

公 告

●予防接種の業務を行う医師 (保健予防課)	5
●職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課)	6
●開発行為の工事完了 (2件) (建築指導課)	7

告 示

茨城県告示第715号

西茨城郡友部町大字南友部 870 番地橋本善二ほか40名から昭和61年 3 月10日付けで認可申請のあつた南友部地区土地改良事業 (共同施行) については、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年 5 月 6 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

南友部地区土地改良事業共同施行規約の写し

南友部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和61年 5 月 6 日から昭和61年 5 月26日まで

3 縦 覧 の 場 所 友部町役場

茨城県告示第716号

筑波郡豊里町大字上郷2559番地中山真一ほか52名から昭和61年2月6日付けで認可申請のあつた金村西地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

金村西地区土地改良事業共同施行規約の写し

金村西地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和61年5月8日から昭和61年5月28日まで

3 縦 覧 の 場 所 豊里町役場

茨城県告示第717号

昭和61年4月17日付けで茨城南総土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和61年4月25日認可した。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第718号

昭和61年2月24日付け農管指令第105号をもつて認可した市場地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県道

2 路 線 名 赤浜谷田部線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字赤浜 22-9番地から 下妻市大字高道祖4107番地まで	旧	メートル 最大 22.11	メートル 1,304.80	
		最小 6.50		
真壁郡明野町大字赤浜 1110番地から 下妻市大字高道祖4107番地まで	新	最大 35.00	1,140.00	
		最小 9.00		
真壁郡明野町大字赤浜 1110番地から 下妻市大字高道祖4107番地まで	新	最大 35.00	1,140.00	不用地処分明野町移管のための区域変更
	最小 9.00			

茨城県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡明野町大字猫島 419-1番地から	旧	メートル 最大 13.00	メートル 3,145.00	
		最小 4.40		
		最大 25.60	3,114.70	
		最小 9.60		
下館市大字茂田1745-1番地まで	新	最大 25.60	3,114.70	市町村移管のための区域変更
		最小 9.60		

茨城県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和61年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間緒川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字飯田字牛ヶ沢 1240番地先から	旧	メートル 最大 40.00	メートル 910.00	
同市 大字石寺字古道 140番1地先まで		最小 6.00		
同市 同大字 字二反田 38番1地先から		最大 6.00	470.00	
同市 同大字 字釜ノ脇 123番2地先まで		最小 6.00		
笠間市大字飯田字牛ヶ沢 1240番地先から	新	最大 40.00	910.00	迂回路撤去
同市 大字石寺字古道 140番1地先まで		最小 6.00		

茨城県告示第722号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和61年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道常陸太田大子線
- 2 供用開始の区間
久慈郡水府村大字和久字久保田1728番1地先から
久慈郡水府村大字町田字平出シ452番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年5月6日

茨城県告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 鉾田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鉾田都市計画公園事業
2・2・001 谷中児童公園
- 3 事業施行期間 昭和61年5月6日から昭和62年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分 鹿島郡鉾田町大字鉾田字根崎及び谷中地内
(2) 使用の部分 なし

茨城県告示第724号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 受 託 者 筑波新都市開発株式会社

2 委 託 の 内 容

茨城県都市公園条例(昭和32年茨城県条例第26号)第7条第1項に規定する洞峰公園の有料公園施設の使用料の徴収事務

3 委 託 期 間 昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで

公 告

●予防接種の業務を行う医師

茨城県下全市町村長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条,第6条又は第9条の規定により行う予防接種については、当該市町村長が集団接種として行うほか、次に掲げる医師が次に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第4条第3項の規定に基づき、公告する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

石岡保健所管内

医 師 名	病 院 名	所 在 地
川 並 允	川 並 医 院	石岡市府中2-6-15
斉 藤 浩	斉 藤 病 院	" 旭台1-17-26
小 林 孝 明	斉 藤 病 院	" " "
矢 原 充	斉 藤 病 院	" " "
佐々間 晃	佐々間 医 院	" 府中2-1-30
外 間 道 雄	石岡整形クリニック	" 国府7-2-50
米 村 尚 晃	石 岡 第 一 病 院	" 石岡13446-6
石 井 慶 太	石 岡 第 一 病 院	" " "
関 正 道	同 愛 病 院	" 府中3-1-6

●職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 実施する職種**(1) 実技試験及び学科試験**

自動車整備科

(2) 学 科 試 験 機械科・電子科・建築科・和裁科**(3) 学科試験のうち指導方法のみ**

ア 技能検定1級・単一等級合格者が受験できる職種〔職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の2に掲げる職種〕

イ 省令別表第11の3に規定する職種のうち関連学科が免除される職種

2 試験の期日及び場所**(1) 学 科 試 験**

ア 実施期日 昭和61年9月28日（日）

イ 実施場所

(ア) 茨城県自動車整備商工組合教育センター

(イ) 茨城県立水戸高等技能専門学校

(2) 実 技 試 験

ア 実施期日 昭和61年9月27日（土）

イ 実施場所 茨城県自動車整備商工組合教育センター

3 受験資格及び試験の免除**(1) 受 験 資 格**

法第30条第3項各号に掲げる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 禁治産者又は準禁治産者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

(2) 試 験 の 免 除

省令第46条の表の上欄に該当する者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。

4 試 験 の 科 目

試験を実施する職種について省令別表第11に掲げる実技試験の科目及び学科試験の科目とする。

5 受 験 手 続

(1) 受 付 期 間

昭和61年7月7日(月)から7月12日(土)までとする。ただし、郵送の場合は、7月12日の消印のあるものまで有効とする。

(2) 受験に必要な書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 履歴書

ウ 写真〔申請前6カ月以内に撮影した正面脱帽のものでライカ判(24mm×36mm)とし、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。〕2枚

エ 実技試験又は学科試験の全部もしくは一部の免除を受けようとする者は、その免除資格があることを証明する書類

オ 実務経験証明書

(3) 書類の提出先

〒310 水戸市三の丸1-5-38

茨城県商工労働部職業能力開発課

(4) 受験手数料

実技試験12,500円、学科試験2,300円とし、茨城県収入証紙を受験申請書の所定の欄にはりつけ、消印しないものとする。

なお、受験申請書を受付けた後は、申請書の取り下げ又は受験しなかつた場合等、いかなる理由があつても手数料の返還は行わない。

(5) 受 験 票 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合 格 発 表

昭和61年10月27日(月)職業能力開発課入口に掲示するほか合格者に通知する。

7 試験についての問い合わせ

試験について不明な点は、下記に問い合わせること。

茨城県商工労働部職業能力開発課(〒310 水戸市三の丸1-5-38)

電話 0292-21-8111(内線 3432)

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市酒門町字西割4466番2

2 事業主の住所及び氏名

水戸市根本町2丁目710番2号

河原井 宗 平

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市大字石岡字中谷津14407番3から14407番5まで, 14408番1から14408番3まで, 14409番1から14409番6まで

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区南荻窪3-3-21

加 瀬 幸太郎

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所